

令和3年度の岐阜県の奨学金を下記のとおり募集します。
以下の3種類の奨学金は、いずれか1つに申し込むことができますが、貸与奨学金ですので、貸与終了後は、全額返還していただくことになります。
選考は岐阜県教育委員会が行い、結果は6月下旬頃に通知します。

詳細は以下のURL（岐阜県教育財務課ホームページ）を参照してください。
<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/edu/8038.html>

【校内の期限について】

申請書類の受取期限：令和4年4月22日（金）
申請書類の提出期限：令和4年4月26日（火）
申請書類が必要な方は、お子さまに職員室の奨学金係から受け取るようにお伝えください。

以下に概要を示します。

令和4年度岐阜県選奨生奨学金

【岐阜県選奨生の資格】

次の条件の全てに該当する生徒・学生が対象となります。

- ①岐阜県内に住所を有する者の子弟又は県外募集枠の岐阜県立高等学校の学生であること。
 - ②人物、学業ともに優秀であること。
 - ③修学に十分耐え得る健康状態であること。
 - ④経済的理由により修学が困難であること。
 - ⑤高等学校等（高等学校及び中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。）、特別支援学校の高等部、または専修学校の高等課程に在学していること。
- ※「岐阜県高等学校奨学金」「岐阜県子育て支援奨学金」「母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金」とは併用できません。

【制度の概要】

奨学金の貸与月額

区 分	自宅通学	下宿費用又は通学費用加算	
		5,000円加算	10,000円加算
高等学校等 (国公立)	18,000円	23,000円	28,000円
	30,000円	35,000円	40,000円

- ・各区分から希望する額を選択できます。（例）自宅通学者18,000円または30,000円から選択。
- ・下宿費用加算は、申請時に下宿等から通学している者が対象。
- ・通学費用加算とは申請時において、公共交通機関を利用して通学する生徒で通学費概ね月額8,000円以上負担している者が対象。（3、6カ月定期を利用の場合は、それぞれの月数で割って1月あたりの額を計算。複数の交通機関を利用の場合はその合計額。）

成績基準

第1学年：中学校第3学年時の評定平均値が3.5以上
第2学年以上：前学年の評定平均値が3.0以上

令和4年度岐阜県高等学校奨学金

【奨学生の資格】

次の条件の全てに該当する生徒・学生が対象となります。

- ①岐阜県内に住所を有する者の子弟又は県外募集枠の岐阜県立高等学校の学生であること
- ②経済的理由により修学が困難であること。(収入基準があります)
- ③次のいずれかの高等学校に在学していること

高等学校若しくは中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く）、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程、高等専門学校（専攻科を除く）

※「岐阜県選奨生奨学金」「岐阜県子育て支援奨学金」「母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金」とは併用できません。

【制度の概要】

奨学金の貸与月額

区 分	自 宅	下宿費用又は通学費用加算	
		5,000円加算	10,000円加算
公立高等学校等	18,000円	23,000円	28,000円

※下宿費用又は通学費用に充てるために必要と認められる場合は、5,000円または10,000円を加算して申請することができます。

- ・下宿費用加算は、申請時に下宿等から通学している者が対象。
- ・通学費用加算とは申請時において、公共交通機関を利用して通学する生徒で通学費概ね月額8,000円以上負担している者が対象。（3、6カ月定期を利用の場合は、それぞれの月数で割って1月あたりの額を計算。複数の交通機関を利用の場合はその合計額。）

令和4年度岐阜県子育て支援奨学金

【奨学生の資格】

次の条件の全てに該当する生徒・学生が対象となります。

- ①岐阜県内に住所を有する者の子弟又は県外募集枠の岐阜県立高等学校の学生であること
- ②第3子以降の者であること。
- ③次のいずれかの高等学校に在学していること

高等学校若しくは中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く）、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程、高等専門学校（専攻科を除く）

※「岐阜県選奨生奨学金」「岐阜県高等学校奨学金」「母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金」とは併用できません。

【制度の概要】

区 分	自 宅	下宿費用又は通学費用加算	
		5,000円加算	10,000円加算
公立高等学校等	18,000円	23,000円	28,000円

○ 入学支度金（今年度入学者の希望者のみ） 75,000円

※下宿費用又は通学費用に充てるために必要と認められる場合は、5,000円または10,000円を加算して申請することができます。

- ・下宿費用加算は、申請時に下宿等から通学している者が対象。
- ・通学費用加算とは申請時において、公共交通機関を利用して通学する生徒で通学費概ね月額8,000円以上負担している者が対象。（3、6カ月定期を利用の場合は、それぞれの月数で割って1月あたりの額を計算。複数の交通機関を利用の場合はその合計額。）